

# 中央卸売市場水産棟製氷機室換気設備改修業務仕様書

## 1. 業務目的

水産棟製氷機室には換気設備が無いため製氷機の熱が排熱されず、昨年の夏に製氷機が停止する事態が発生した。夏場における氷の安定供給のために換気設備を設ける。

## 2. 履行場所

- (1) 施設名：札幌市中央卸売市場
- (2) 住 所：札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2-1 ほか

## 3. 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 28 日（木）まで

## 4. 業務内容

### (1) 2階換気設備

#### 【排気用】

- ・産業用有圧換気扇：100V 低騒音型 排気タイプ  
三菱電機(株)EWF-40DSA2 同等品 2台
- ・有圧換気扇用電動式シャッター  
三菱電機(株)PS-40SMA3 同等品 2台
- ・屋外フード/SUS・防鳥網付き  
三菱電機(株)W-40SB 同等品 2台
- ・産業用送風機用コントロールスイッチ 単相 100V 単ノッチ用  
三菱電機(株)FS-06SWA3 同等品 2台
- ・取付金物、支持材、付属品、雑材消耗品共
- ・上記換気扇取付施工 既存外壁開口、取付、取合いシール共

### (2) 3階換気設備

#### 【排気用】

- ・産業用有圧換気扇：100V 低騒音型 排気タイプ  
三菱電機(株)EWF-45DSA2 同等品 1台
- ・有圧換気扇用電動式シャッター  
三菱電機(株)PS-50SMA3 同等品 1台
- ・屋外フード/SUS・防鳥網付き  
三菱電機(株)W-50SB 同等品 1台
- ・産業用送風機用コントロールスイッチ 単相 100V 単ノッチ用  
三菱電機(株)FS-06SWA3 同等品 1台
- ・取付金物、支持材、付属品、雑材消耗品共
- ・上記換気扇取付施工 既存外壁開口、取付、取合いシール共

#### 【給気用】

- ・有圧換気扇用電動式シャッター  
三菱電機(株)PS-50SMA3 同等品 1台
- ・屋外フード/SUS・防鳥網付き  
三菱電機(株)W-50SB 同等品 1台
- ・産業用送風機用コントロールスイッチ 単相 100V 単ノッチ用  
三菱電機(株)FS-06SWA3 同等品 1台
- ・取付金物、支持材、付属品、雑材消耗品共
- ・上記電動式シャッター取付施工 既存外壁開口、取付、取合いシール共

#### (3)4階換気設備

##### 【排気用】

- ・産業用有圧換気扇：100V 低騒音型 排気タイプ  
三菱電機(株)EWF-45DSA2 同等品 1台
- ・有圧換気扇用電動式シャッター  
三菱電機(株)PS-50SMA3 同等品 1台
- ・屋外フード/SUS・防鳥網付き  
三菱電機(株)W-50SB 同等品 1台
- ・産業用送風機用コントロールスイッチ 単相 100V 単ノッチ用  
三菱電機(株)FS-06SWA3 同等品 1台
- ・取付金物、支持材、付属品、雑材消耗品共
- ・上記換気扇取付施工 既存外壁開口、取付、取合いシール共

#### (4)電気設備

- ・電線 二次側配線のみ EM-EEF2.0-2C 30m程度
- ・電線管 本体・部材・支持材共 E19 ブレーカーよりスイッチ・換気扇
- ・同上付属品、雑材消耗品、施工費（配線・配管・接続）

#### (5)仮設備

- ・高所作業車 16m 回送費、整備費、燃料費共

#### (6)その他協議による

### 5. 仕様等

本仕様書に記載されていない事項は、下記に基づき実施すること。

- (1) 公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）  
建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編
- (2) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
- (3) 土木工事共通仕様書（札幌市財政局工事管理室）

### 6. 作業時間

休市日又は平日午後とするが、事前に委託者と調整し承諾を得ること。

## 7. 提出書類

### (1) 施工前

①業務工程表

### (2) 完了時

①業務完了届 1部

②業務報告書（写真含む）1部

## 8. 環境に配慮した業務履行

受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

具体的には以下の事項について積極的に取り込むこと。

(1) 省資源・省エネルギーの推進

(2) 廃棄物の減量及びリサイクル

(3) 環境汚染の危機管理の徹底

(4) 環境関係法令の遵守

(5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両の使用及びエコドライブの推進

(6) 業務に係る用品等のグリーン物品（エコマーク商品等）の使用

(7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

## 9. 要領・その他

(1) 受託者は事前に工程等について委託者と十分打合せを行い、承認を得た上で、施設運営に支障のないよう円滑な進行を図ること。なお、業務従事者は、十分な経験を有した者が実施すること。

(2) 受託者は作業の実施にあたり、市場関係者又は第三者に対する事故防止に努め、事故に対する一切の責任を負うこと。

また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

(3) 受託者は作業の実施にあたり、備品及び設備等を破損した場合は、ただちに委託者に報告の上、適切な処置を行うこと。

(4) 業務に必要な工具、計測機器等の機材、消耗部材等は、原則として受託者負担とする。

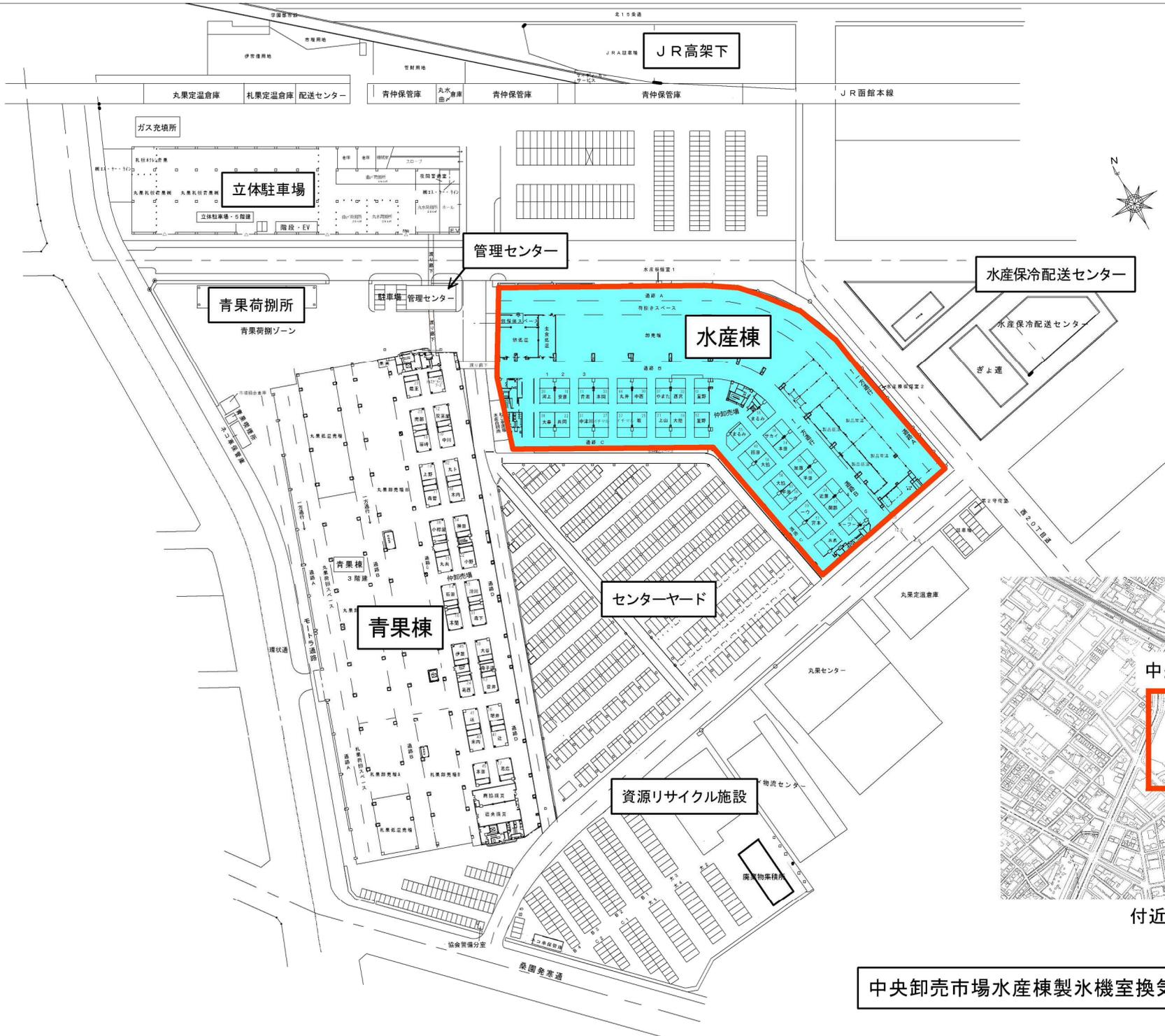
(5) この仕様書に定めのない事項、疑義等は、委託者との協議によること。

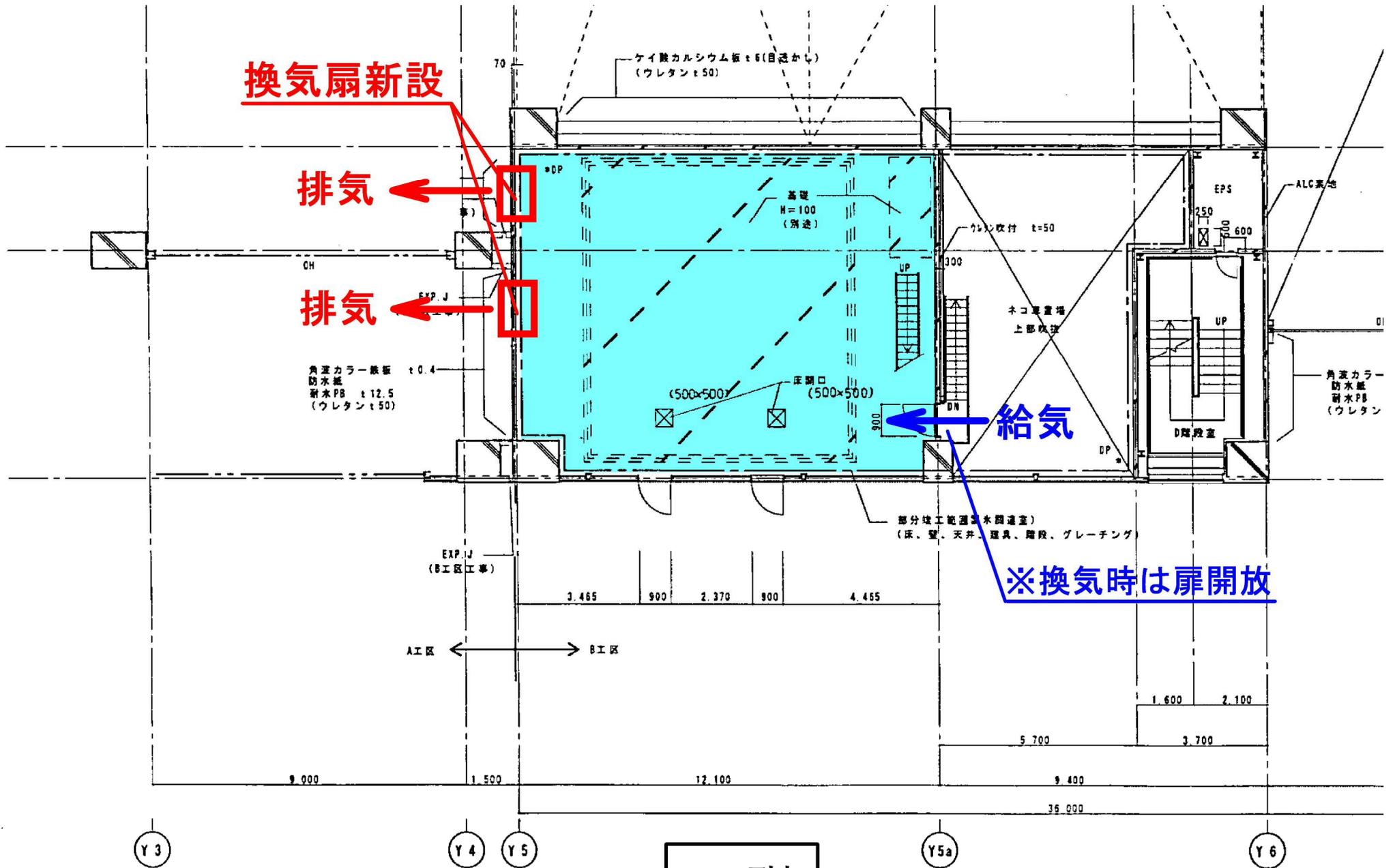
(6) 作業前に作業に支障がある店舗内の機器、設備の有無を確認し報告すること。

## 10. 問い合わせ先

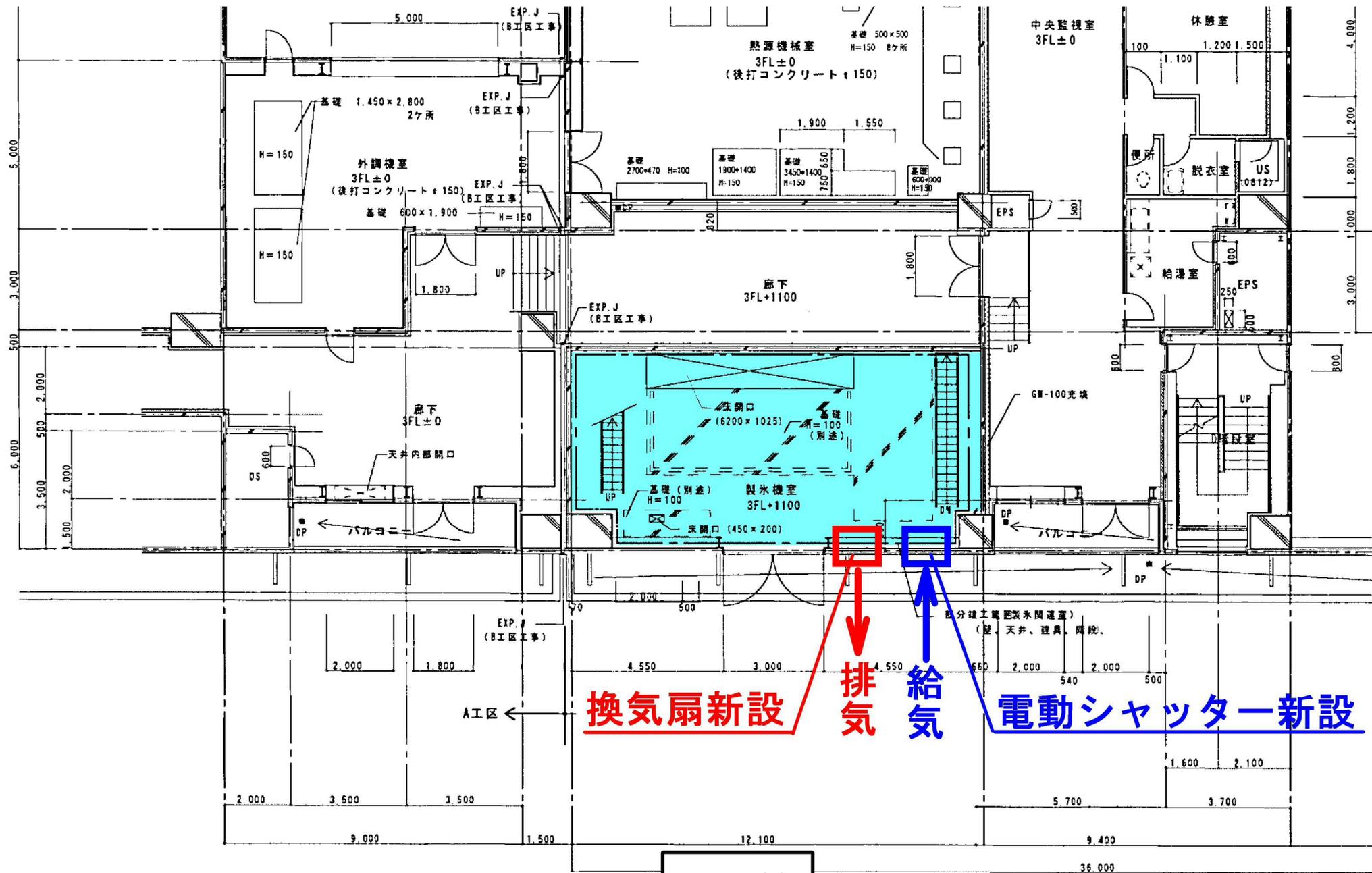
札幌市中央卸売市場管理課管理係 札幌市中央区北12条西20丁目2-1

TEL : 011-611-3111 FAX : 011-611-3138





2階



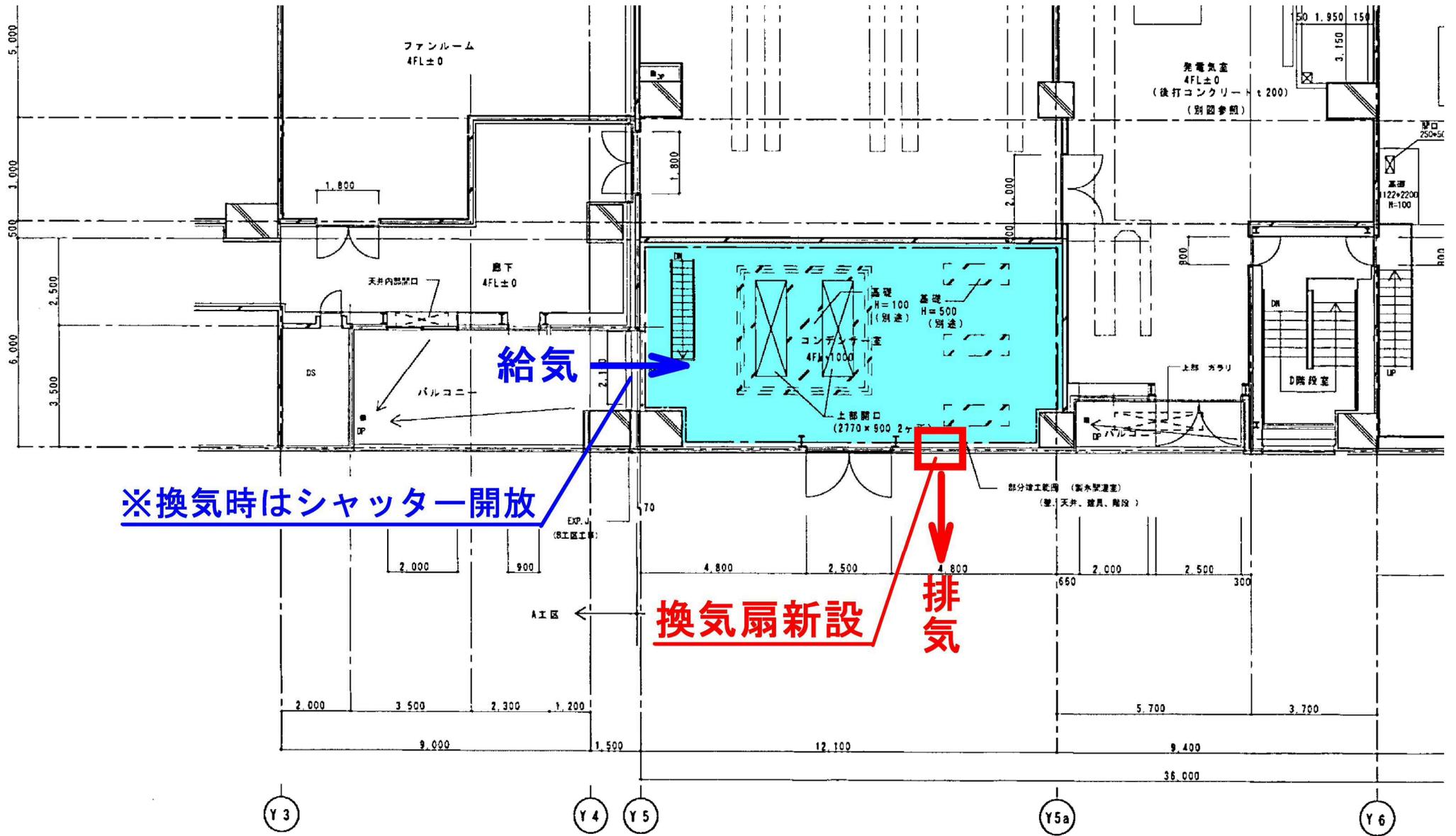
**換気扇新設**

**排気**

**給気**

**電動シャッター新設**

3階



4階